

答申第 757 号

情 公 第 4669 号

令和 3 年 3 月 31 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和元年 7 月 12 日付けで諮問された特定委員会に関する会議等に係る文書一部非公開の件（諮問第 840 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、別表1に掲げる行政文書を特定の上、別表2の区分A、B、C及びDに掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、同表の区分X及びYに掲げる情報について非公開としたことは妥当でない。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成31年3月16日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別紙1のとおり、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、平成31年3月27日付けで、本件請求に対する諾否の決定期間を延長の上、令和元年5月14日付けで、別表1に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定の上で、そのうち、別表2の「非公開部分」欄に掲げる情報（以下「本件非公開情報」という。）について非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和元年6月4日付けで、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 東京2020大会セーリング競技に関する記載のうち、役割分担や費用負担に係る未確定な内容について

ア 実施機関は、非公開情報を公開することにより、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）の正当な利益を害するおそれがあるとしているが、組織委員会は公益財団法人であるから、利益を享受してはならないはずである。

また、組織委員会は他団体と競争して事業展開することも想定できないから、同法人の競争上の地位を害することはおよそ考え難く、非公開の理由とはならない。

イ 組織委員会は公益財団法人であるから、非常に公益性が高い法人であって、また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）も公益性が非常に高いものであるから、同大会の開催に当たっては、国民、県民や湘南港利用者の理解を得るためにも、透明性が求められる以上、全部分を公開すべきである。

また、前記のとおり、東京 2020 大会は公益性が高い大会である以上、関係自治体等が利害関係で動いてはならないのであるから、内容を比較し、強い意見を主張し合うようなことはあってはならないし、関係自治体等が情報を共有してこそ、スムーズに東京 2020 大会に向けて調整ができるのであって、非公開情報を公開することにより調整が調わないとの主張は問題である。

ウ 実施機関が口頭による説明を行った令和 2 年 11 月時点では、会場使用に係る事項の調整は概ね終了しているはずであるから、今後非公開部分を公開したとしても、調整されてきた事項に変更は生じることはないはずであって、実施機関の説明には無理がある。

エ 実施機関は、非公開情報が未確定な内容であることを理由として非公開としているが、少なくとも、東京 2020 大会開催まであと半年を残すばかりの審査請求人が提出した意見書の作成時点（令和 3 年 2 月）において、会場使用に係る事項については、未確定であるとは考えにくい。とすれば、同時点では確定している内容であるから、非公開の理由とはならない。

また、実施機関は、会場使用に係る事項について、調整の初期段階で、全体として未成熟な内容が多く、実際に現在の調整内容とは大きく異なっている旨説明しているが、令和元年 6 月に開催された利用者説明会において、組織委員会から配布された資料には、東京 2020 大会セーリング競技の会場配置図及び湘南港利用期間が明示されており、また、実施機関から配布された資料には、移動期間、移動場所、移動場所の受入れ艇数、艇の移動にかかる費用、移動に関わる契約等、細かく記載されており、実施機関と組織委員会との調整が「初期段階」「全体として未成熟」というのは理解し難い。

そもそも、東京 2020 大会という一大イベントに関しては、時期がいつであったとしても、「成熟した考え方」で職務を全うすべきであり、実施機関が「未

成熟な考え方」として非公開理由を説明することには疑義がある。

さらに、実施機関は、非公開情報を公開すると、湘南港利用者に移動の条件に関する誤解を与える等、無用な混乱を与えるおそれがある旨説明しているが、令和元年6月に開催された利用者説明会においては、補償金等の資料説明が行われ、補償金額等が公表されたものの、湘南港利用者に誤解を与えてはおらず、また、混乱が起こる余地もなかった。本件処分において非公開とすることにより、むしろ「公開しては憚るような事項」があるのではないかという誤解を与える結果となっている。

そして、令和元年9月から湘南港利用者との間で締結された艇の移動に係る契約の締結及びそれに伴う艇の移動にあつては、実施機関が説明するような「著しい遅延」は発生しなかったのであり、本件非公開情報を公開しても、東京2020大会セーリング競技は円滑に開催されるはずであつて、実施機関の説明に理由はない。

- (2) 組織委員会が主催する「READY STEADY TOKYOーセーリング」(以下「テストイベント」という。)及びセーリングワールドカップシリーズ江の島大会(以下「WCS」という。)に係る組織委員会及びWCS実行委員会(以下「実行委員会」という。)との調整内容のうち未公表のものについて

ア 組織委員会と実行委員会との信頼感の醸成を理由として非公開とする妥当性はないと考える。

イ 実施機関は、非公開情報を公表した場合には移動に協力するとの意向を示していた利用者に誤解を与え、そのことにより、必要なスペースの確保が困難となる旨説明しているが、審査請求を行った時点でスペース確保のための利用者の意向聴取は既に行われていたと記憶している。何より各大会は既に終了しているのだから、未確定な情報とはいえない。

また、艇の移動を行わなくともWCSは開催できた可能性があるのだから、実施機関の説明には無理があると思われる。

ウ 実施機関は、本件処分時においては、令和元年の各大会のためだけでなく東京2020大会開催のための移動の交渉を控えており、湘南港利用者に上記の誤解を与え、信頼関係が損なわれることにより、交渉が困難となるおそれがあつ

た旨主張するが、実施機関のあいまいな案内に起因し、湘南港利用者との信頼関係はそもそも希薄であって、交渉が困難となったのは実施機関の対応に起因するものである。

エ 実施機関は、東京 2020 大会の延期に伴い、艇の移動期間の延長に係る交渉中である旨説明しているが、既に大半の利用者に関して変更契約が締結されている以上、実施機関の説明には無理がある。

(3) その他

ア 実施機関は、平成 29 年 3 月に開催した湘南港利用者説明会において、艇の湘南港からの移動期間を 3 か月から 5 か月と想定している旨説明していたにもかかわらず、何ら事前説明のないまま、利用者は平成 30 年 12 月に送付された書面により、組織委員会から提示されたということをもって、突然移動期間が 8 か月となったことを知らされた。また、実施機関は、利用者説明会を開催しなかったため、利用者は移動期間に関する質問、要望及び意見具申等を行う機会を与えられなかった。そして、移動期間を延長した根拠について実施機関に説明を求めても、明確な回答はなかったため、本件請求に及んだものである。

この点、実施機関は、令和元年の各大会の利害関係者とは、東京 2020 大会の開催に向けても良好な関係を構築する必要がある旨説明しているが、湘南港利用者もまた利害関係者であり、非公開部分を公開しなければ、良好な関係は築けない。

にもかかわらず、「2020 大会艇の移動スケジュール」は、3 頁にわたり非公開とされているなど、あまりに非公開部分が多く、湘南港利用者として知りたい情報が明らかにされていない。県民には、県の事業に関わる情報を知る権利があり、また、組織委員会から支払われる会場使用料は県に納入されるものであって、県民として当然知る権利を有するのであるから、湘南港利用者及び県民に疑義を生じさせないためにも、非公開部分を公開すべきである。

イ 実行委員会は、WCSにおける仮設物の設営に伴い、実施機関からの指導を受けたにもかかわらず、これを看過したことで、建築基準法違反を起こす等、湘南港利用者に迷惑をかけており、また、実施機関に実行委員会を指導するよう申し入れても改善されないことが多々あった。

ウ W C S 及び東京 2020 大会セーリング競技実施に当たり、実施機関は、湘南港利用者である県民にだけ協力を依頼し、組織委員会及び実行委員会からの申入れや依頼を優先していることに、疑念、疑問がある。

エ 実施機関は、口頭意見陳述において、口頭意見陳述の時点において生じ得る支障等についても説明しているが、諮問日以前に生じた事項とその文書を、それ以後、事後の理由を含んで非公開とすることには疑義がある。終了している事業、確定した事実、事業に関する文書は、当然公開されるべきである。

#### 4 実施機関（担当：スポーツ局セーリング課）の説明要旨

##### (1) 組織委員会の職員の氏名及び役職について

標記の情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報であるため、条例第 5 条第 1 号に該当する。

##### (2) 東京 2020 大会セーリング競技に関する記載のうち、役割分担や費用負担に係る未確定な内容について

###### ア 組織委員会について

組織委員会は、東京 2020 大会の開催都市である東京都と公益財団法人日本オリンピック委員会によって、同大会の準備及び運営に関する事業を行い、成功させることを目的として設立された公益財団法人であって、同大会の準備及び運営に関する事業や、それらについて関係機関、団体等との連絡調整及び協力に関する事業などを行っており、実施機関その他の全ての都外会場所自治体、国や民間会場所所有者等との間で会場使用に係る事項の調整を行っている。

###### イ 東京 2020 大会セーリング競技に係る実施機関の事務について

県は現在、会場所所有者として、東京 2020 大会の成功に向けた事業に取り組んでおり、湘南港で開催するセーリング競技については、会場の貸出し及び大会の円滑な開催のため、実施機関が組織委員会と調整を行っている。

特に、会場となる湘南港の貸出しに当たっては、湘南港の既存利用者の艇を全て湘南港外へ移動させる必要があり、実施機関が主体となって各艇の所有者との交渉を進めている。交渉は東京 2020 大会セーリング競技の会場が湘南港に決定した平成 28 年から継続して行っているが、移動自体への反対や移動期

間中の湘南港利用料の免除を求める意見などが多くあり、調整が難航していた。

#### ウ 条例第5条第2号該当性について

(2)の情報は、実施機関と組織委員会との間の検討段階の未確定な情報である。当該情報は、調整の初期段階のもので、全体として未成熟な内容が多く、実際に現在の調整内容とは大きく異なっている。これらの情報を公表することにより、会場使用に係る事項についての役割分担及び費用負担に関する組織委員会の考え方や交渉内容の詳細が明らかとなり、その結果、利害関係者に一定の予見を与え、組織委員会への対応に影響を与えるおそれがある。

また、組織委員会と利害関係者間のみならず、実施機関と同様に組織委員会と会場使用に係る事項の調整を行っている関係自治体等に関しても、それらの関係自治体等に居住する住民等の利害関係者に一定の予見を与えるおそれがある。

さらに、当該調整の内容を比較したほかの関係自治体等から強い意見を主張されること等によって、組織委員会と関係自治体等との調整が難航するおそれがあり、これをきっかけとして実施機関との調整も調わなくなるおそれもある。

これらにより、東京2020大会の成功という組織委員会の目的の達成が困難になる等、組織委員会の正当な利益を害するおそれがあることから、標記の情報は、条例第5条第2号に該当する。

なお、審査請求人は、前記3(1)アのとおり主張するが、公益法人に対して全ての情報の公開を求めることは、当該法人がその目的を達成するために必要な行動を阻害する結果を招くことになるため、同号の趣旨に反する。

#### エ 条例第5条第4号該当性について

前記ウのとおり、(2)の情報は、実施機関と組織委員会の間での会場使用に係る事項についての検討段階の未確定な情報であるところ、その内容には、組織委員会の初期の未成熟な考え方や、艇の移動経費等湘南港の既存利用者との交渉において重要となる補償金支払額や移動期間につながる情報等の交渉過程の内容の詳細が含まれることから、これを公開すると、湘南港利用者等関係者に移動の条件に関する誤解を与える等、混乱を招く可能性が大いにある。

さらに、東京2020大会が延期となったため、今後の交渉に際し、過去の検

討内容が明らかになると、今後の移動の条件等に関して誤解を与える等、無用な混乱を招くおそれがある。

これらにより、組織委員会との調整及び湘南港利用者との交渉に著しい遅延が生じることで東京 2020 大会の円滑な開催が困難になり、実施機関が行う東京 2020 大会のための事務やスポーツ振興等の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、(2)の情報は、条例第 5 条第 4 号に該当する。

なお、審査請求人は前記 3 (1) ウのとおり主張するが、会場使用に係る事項については令和 3 年 2 月時点においても調整中である。

(3) 東京 2020 大会・セーリング競技の開催に伴う既存艇移動に関する内容のうち未公表のものについて

ア WCS 及びテストイベントについて

実施機関では、令和元年及び令和 2 年の WCS 並びにテストイベント並びに東京 2020 大会セーリング競技を円滑に行うため、組織委員会及び実行委員会との間で、会場利用等に係る調整や、湘南港利用者等の利害関係者と補償内容を含めた調整を進めている。

イ 条例第 5 条第 4 号該当性について

(3)の情報は、実施機関と組織委員会の間における既存艇移動に関する未公表の調整案であるところ、公表していない検討段階の当該情報が公開されると、利害関係者に一定の予見を与え、組織委員会への対応に影響を与えるおそれがある。その結果、今後の契約、交渉に係る事務に際し、実施機関の財政上の利益や当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、標記の情報は、条例第 5 条第 4 号に該当する。

(4) テストイベント及び WCS に係る組織委員会及び実行委員会との調整内容のうち未公表のものについて

ア 組織委員会と実行委員会の関係について

組織委員会と実行委員会は、近接した日程で令和元年の WCS 及びテストイベントを開催するため、双方が役割分担等の面で協力して準備を進めているところであり、利害関係者との調整を行っている。

また、セーリング競技については、競技団体である公益財団法人日本セーリ



ング連盟と協力して準備を進めている。

東京 2020 大会セーリング競技は令和元年の各大会と同一の会場で開催するため、令和元年の各大会の利害関係者とは、東京 2020 大会の開催に向けても良好な関係を構築する必要がある。

#### イ 条例第 5 条第 2 号該当性について

(4)の情報は、WCS 及びテストイベントに係る組織委員会及び実行委員会との調整内容に関する検討段階の未確定な内容である。これを公表した場合には、影響を受ける可能性のある利害関係者に一定の予見を与え、組織委員会の今後の利害関係者との交渉を難航させる等、組織委員会の東京 2020 大会の成功という目的の達成を困難にするおそれがある。

また、組織委員会と実行委員会の二者間で調整中であった内容が公表された場合には、組織委員会が実行委員会からの信頼を損なうなど、組織委員会の正当な利益を害するおそれがあるため、標記の情報は、条例第 5 条第 2 号に該当する。

なお、審査請求人は前記 3 (2)アのとおり主張するが、法人が社会的活動を行う中で団体間の信頼関係を築くことは極めて普遍的な行為であり、これを毀損するような情報を公開することは条例の趣旨に反するものである。

#### ウ 条例第 5 条第 4 号該当性について

前記イのとおり、(4)の情報は、組織委員会及び実行委員会との調整内容に関する検討段階の未確定な内容であるところ、本件処分時は移動の開始前であったため、当該情報を公表した場合には、移動に協力するとの意向を示していた利用者に誤解を与え、そのことにより、必要なスペースの確保が困難となり、テストイベント及びWCSの開催が出来なくなる可能性があった。

そして、本件処分時には、令和元年の各大会のためだけでなく東京 2020 大会開催のための移動の交渉を控えており、湘南港利用者に上記の誤解を与え、信頼関係が損なわれることにより、交渉が困難となるおそれがあった。

なお、現在も東京 2020 大会の延期に伴い、艇の移動期間の延長に係る交渉中であるため、過去の検討資料が明らかになることで今後の交渉や調整が困難となるおそれがある。

また、WCS及びテストイベントについては、組織委員会と実行委員会が協力して事業を進めており、実施機関は関与していない。そのため、当該情報を公表すると、当該二者と実施機関との間の信頼関係を損なうおそれがある。

よって、実施機関が行う令和元年のWCS及び東京2020大会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、標記の情報は、条例第5条第4号に該当する。

#### (5) その他

審査請求人は、反論書の提出時点又は意見書の提出時の状況に基づき、非公開とならないと考える理由を述べるが、本件審査請求において判断されるのは、本件処分時点での妥当性であるから、本件処分後の事情は考慮されるものではない。

東京2020大会実施に係る艇の移動について、最終的な決定内容を湘南港の利用者に示したのは、本件処分の後に実施した利用者説明会においてであって、当該説明会における説明の内容と本件行政文書に記載されている内容は大きく異なるものであることから、前記説明のとおり支障を及ぼすおそれがあるとして非公開としたものである。

また、テストイベント及び令和元年のWCSに係る艇の移動については、本件処分時には利用者との交渉は終了していたが、最終的に利用者に示した内容と本件行政文書に記載された内容は大きく異なるものである。そして、本件処分前には実際の艇の移動は行われていなかったことから、前記説明のとおり支障を及ぼすおそれがあるとして非公開としたものである。

### 5 審査会の判断理由

#### (1) 総論

本件請求に対し、実施機関は、別表1に掲げる行政文書を特定の上、別表2の「非公開情報」欄に掲げる情報について非公開とする一部公開決定を行っているところ、審査請求人は、前記2(3)のとおり、本件処分の取消しを求めていることから、以下では、本件処分において非公開とした情報の非公開事由該当性について検討する。

#### (2) 処分の妥当性判断に関する基準時の考え方について

まず、個々の情報について非公開の妥当性を判断する前に、審査請求人は、前記3(1)ウを始めとして、審査請求書又は審査請求人が当審査会に対して提出した意見書の作成時点においては非公開とする理由はない旨を主張しているから、以下検討する。

この点、行政不服審査法の規定に基づく審査請求は、審理終了時において処分行政庁の立場でいかなる処分をすべきかを判断する制度ではなく、審査請求人の申立てにかかる原処分の適否を判断する、すなわち事後審査制度の一環として位置付けられているものと解される（国税不服審判所裁決平成19年1月31日参照）。

したがって、本件処分についての審査請求に理由があるかの判断は、本件処分時を基準として判断されるべきである。なお、行政文書公開請求は、原則として、同一の内容であっても再度の請求を拒むものではないから、このように解しても、請求者に特段の不利益が生じるものではない。

そして、当審査会は、「条例第10条第1項に規定する諾否決定…に係る審査請求…につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する」ことを設置目的としている（附属機関の設置に関する条例別表）。

よって、審査請求につき実施機関の諮問に応じて調査審議する当審査会においても、本件処分時を基準として、実施機関の判断が妥当であったか否かを判断するものとする。

### (3) 非公開の妥当性について

#### ア 組織委員会の職員の氏名及び役職について

実施機関は、標記の情報について、前記4(1)のとおり、条例第5条第1号の非公開情報に該当すると説明する。

そこで、当審査会が確認したところ、別表2区分Aに掲げる情報は、実施機関の説明するとおり、実施機関と組織委員会の打合せに出席した、組織委員会の職員の姓及び職名であることが認められる。

そして、当該情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる姓により、特定の個人を識別することができることは明らかである。また、その性質から、当該情報が同号ただし書アからエまでに該当するとも認められない。

なお、条例第6条第2項の規定による部分公開について検討すると、職員の姓及び職名はいずれも特定の個人を識別し得る記述に該当すると考えられるから、実施機関が部分公開を行わなかったことは妥当である。

以上のことから、実施機関が、別表2区分Aに掲げる情報について、条例第5条第1号を理由に非公開としたことは妥当である。

イ 役割分担や費用負担に係る未確定な内容について

実施機関は、標記の情報について、前記4(2)のとおり、条例第5条第2号及び第4号の非公開情報に該当すると説明するので、以下検討する。

(ア) 別表2区分Bに掲げる情報について

当審査会において対象文書を確認したところ、別表2区分Bに掲げる情報は、実施機関の説明するとおり、組織委員会と実施機関の打合せにおける、東京2020大会の会場使用に係る事項に関する交渉の役割分担並びに会場使用に係る補償金等の額及びその負担者に関する情報であることが認められる。

この点、当該打合せの過程において、組織委員会が提出した素案に関する検討及び調整を行っている段階の情報であることが把握できる。これに照らせば、当該情報が本件処分時においても未確定又は未成熟な情報であるとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はないと判断できる。

また、当該情報には、補償金の内容等の情報が含まれることも認められるから、当該情報は艇の移動に係る交渉において重要となる事項であると考えられる。さらに、素案である性質上、仮定としている内容や目標が当然に含まれるとも判断できる。

とすれば、当該情報が明らかになると、湘南港の既存利用者に艇の移動の条件に関する誤解を与える等、混乱を招く可能性があり、これにより組織委員会との調整及び湘南港利用者との交渉に著しい遅延が生じることで東京2020大会の円滑な開催が困難になることから、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする、実施機関の説明は首肯できる。

よって、当該情報は、条例第5条第4号柱書に該当するから、同条第2号該当性を判断するまでもなく、実施機関が非公開としたことは妥当である。

なお、審査請求人は、前記 3 (1) エのとおり、湘南港利用者向けの説明会において、具体的な会場使用に係る事項の説明を受けたことを理由として、当該情報が未成熟であることは理解し難い旨主張しているが、仮にそのような事実があったとしても、そもそも当該情報が未成熟な段階の情報であることに変わりはなく、また、前記 5 (2) のとおり、判断の基準時は処分時であることにも鑑みれば、審査請求人の主張に理由はない。

(イ) 別表 2 区分 X に掲げる情報について

前記 (ア) に対し、別表 2 区分 X に掲げる情報は、実施機関と組織委員会における役割分担や費用負担に関する情報ではあるが、具体的な交渉等の内容に関する情報を含んでいないことが認められる。とすれば、当該情報を公開したところで、湘南港利用者その他県民に何らかの混乱を生じさせるおそれがあるとは考え難いことから、当該情報を公開することで、実施機関の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする、実施機関の説明は採用できず、条例第 5 条第 4 号柱書に該当するとは認められない。

この点、実施機関は、当該情報について、条例第 5 条第 4 号だけではなく、同条第 2 号にも該当する旨説明するところ、確かに、組織委員会は法人であって、当該情報は法人に関する情報であるとは認められる。

しかし、前記のとおり、当該情報は具体的な交渉等の内容を含んでいない以上、実施機関の主張するような、利害関係者に何らかの予見を与えたり、他の自治体に内容を比較されたりする等の問題が生じ得るとはおよそ考え難く、組織委員会の東京 2020 大会の成功に何ら影響が出るとは認め難いことから、組織委員会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとする実施機関の説明は採用できず、条例第 5 条第 2 号柱書に該当するとも認められない。

よって、別表 2 区分 X に掲げる情報は、条例第 5 条第 2 号及び第 4 号のいずれにも該当しないから、実施機関が非公開としたことは妥当ではない。

なお、審査請求人は、前記 3 (1) アのとおり、組織委員会は公益財団法人であるから、利益を享受してはならず、また、組織委員会が他団体と競争して事業展開することも想定できないから、競争上の地位を害するおそれは考え

られない旨主張する。確かに、公益財団法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないと定められており（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第14条）、また、実施機関の説明によれば、組織委員会は東京2020大会の成功を目的としているところ、同大会に競合団体は存在しないとも考えられる。しかし、条例第5条第2号にいう「権利、競争上の地位その他法人等の正当な利益」は、金銭的な利益に限られるものではなく、また、競合団体の有無にかかわらず、法的保護に値する権利、地位等の一切を意味するものと解されるから、審査請求人の上記主張は採用できない。

ウ 既存艇移動に関する内容について

実施機関は、標記の情報について、前記4(3)のとおり、条例第5条第4号の非公開情報に該当すると説明するので、以下検討する。

(ア) 別表2区分Cに掲げる情報について

当審査会において対象文書を確認したところ、別表2区分Cに掲げる情報は、実施機関の説明するとおり、組織委員会と実施機関の打合せにおける、湘南港における既存艇の移動に関する既存利用者との交渉の方針等に係る情報であることが認められる。

この点、当該情報は、検討及び調整を行っている段階の未成熟かつ未公表の内容であることが認められる。これに照らせば、当該情報についても、本件処分時において未公表な情報であるとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はないと判断できる。

とすれば、当該情報が明らかになると、湘南港の既存利用者等の利害関係者に対し、既存艇移動の実現性や可能性について検討途上の未成熟な情報が伝えられることで、将来的に混乱を招き、組織委員会への対応に影響を与えるおそれがあると認められる。

よって、別表2区分Cに掲げる情報は、条例第5条第4号柱書に該当するから、同条第2号該当性を判断するまでもなく、実施機関が非公開としたことは妥当である。

(イ) 別表2区分Yに掲げる情報について

前記(ア)に対し、別表2区分Yに掲げる情報は、既存艇の移動に関する情報ではあるが、具体的な方針等の内容に関する情報を含んでいないことが認められる。とすれば、当該情報を公開したところで、利害関係者に何らかの予見を与えるとは考え難いことから、当該情報を公開することで、実施機関の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする、実施機関の説明は採用できず、条例第5条第4号柱書に該当するとは認められない。

以上のことから、別表2区分Yに掲げる情報は、条例第5条第4号に該当しないから、実施機関が非公開としたことは妥当ではない。

エ 組織委員会及び実行委員会との調整内容について

当審査会において対象文書を確認したところ、別表2区分Dに掲げる情報は、実施機関の説明するとおり、WCS及びテストイベントでの会場使用等に係る組織委員会及び実行委員会との調整内容に関する情報であることが認められる。

この点、当該情報は、検討段階の未確定な内容であることが把握できる。さらに、本件処分時は既存艇の移動の開始前であったとする実施機関の説明についても、不自然、不合理な点はないと判断できる。

この前提の上で、当該情報の内容及び当該情報に係る実施機関の口頭による説明の内容を考慮すると、当該情報が明らかになることで、移動に協力するとの意向を示していた利用者に誤解を与え、そのことにより、必要なスペースの確保が困難となり、テストイベント及びWCSの開催ができなくなる可能性があり、また、本件処分時において、令和元年の各大会のためだけでなく東京2020大会開催のための移動の交渉を控えており、湘南港利用者に誤解を与え、信頼関係が損なわれることにより、交渉が困難となるおそれがあるとして、実施機関が行う令和元年WCS及び東京2020大会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする、実施機関の説明は首肯できる。

よって、別表2区分Dに掲げる情報は、条例第5条第4号柱書に該当するから、同条第2号該当性を判断するまでもなく、実施機関が非公開としたことは妥当である。

#### (4) 審査請求人のその余の主張について

ア 審査請求人は、本件請求に至る経緯から実施機関に対する不信感について主張するところ、その論旨は概ね、実施機関が、湘南港の利用期間が延伸されたことに関して、湘南港利用者に対して満足な説明を行っていないことから、本件非公開情報を公開すべき旨の主張と解される。

しかし、条例に基づく行政文書の公開の請求に対する諾否決定における判断と、事業の実施に当たって実施機関が果たすべき県民に対する説明責任の程度は、別個の問題であり、「諾否決定…に係る審査請求…につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること」を所掌事項とする当審査会にあっては、条例に基づき、原処分の非公開の妥当性を判断するほかない。

イ 審査請求人は、前記 3 (1) イにおいて、組織委員会が公益財団法人であること及び東京 2020 大会が公益性を有する大会であることに鑑み、透明性が求められることから、本件非公開情報を公開すべき旨主張するところ、当該主張は、条例第 7 条の規定に基づく裁量的公開を求めるものとも解される。

この点、同条の規定に基づく裁量的公開は、公開により生ずる支障よりも、公益性の観点から特に公開する必要性が上回る場合に、実施機関の判断により裁量的に公開する余地を与えたものであるところ、審査請求人の主張を考慮しても、公益性の観点から公開する必要性が公開により生ずる支障を上回るとまでは認められず、実施機関が当該裁量を行行使せず公開しなかったことは、不当とはいえない。

ウ 審査請求人は、前記 3 (3) イにおいて、実行委員会の行動及び態度について疑義を呈しており、また、前記 3 (3) ウにおいて、東京 2020 大会及び W C S 実施に関する実施機関の県民に対する姿勢についても疑念を有している旨主張しているが、前記アのとおり、当審査会は、これらの事項について調査審議する立場にない。

#### (5) 結論

以上から、実施機関が、別表 1 に掲げる行政文書を特定の上、別表 2 の区分 A、B、C 及び D に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、同表の区分 X 及び Y に掲げる情報について非公開としたことは妥当でないと判断した。



## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別表 1

分類	本件処分において特定された行政文書の表題等
平成 30 年 10 月 31 日 会議資料	復命書
	事務費の取扱いについて
	2019 年テストイベント及び 2020 年本大会における組織委員会と神奈川県との役割分担
	資料（表題非公開） ※表の 1 段目に「現在の考え方」「調整の方向性」等の記載があるもの
平成 30 年 11 月 13 日 会議資料	復命書
	資料（表題非公開） ※左上に「Confidential」の記載がある A 3 版のもの
	資料（表題非公開） ※右上に「Confidential」の記載がある A 3 版のもの
	2020 大会 艇の移動想定スケジュール
平成 30 年 11 月 20 日 会議資料	復命書
	2020 大会 艇の移動想定スケジュール
	資料（表題非公開） ※表中第 1 項に「質問事項」と記載のある表があるもの
	資料（表題非公開） ※表中第 1 項に「組織委員会からの質問」及び「神奈川県からの回答」と記載があるもの
	資料（表題非公開） ※平成 30 年 12 月 5 日付けのもの

別表 2

分類	行政文書の表題等	非公開部分	区分
平成 30 年 10 月 31 日会議 資料	復命書	組織委員会の職員の氏名及び役職	A
		1 頁【概要】中 8 行目及び 9 行目	B
		1 頁【概要】中 12 行目（項番を除く。）	X
		1 頁【概要】中 14 行目「…検討していく。」 の後から文末まで	B
		1 頁【概要】中 16 行目から最終行まで 2 頁 1 行目から 6 行目まで	
		2 頁 17 行目「…に、」の後から文末まで	X
		2 頁 18 行目（項番を除く。）	
		2 頁 21 行目「…考えていただけないか。」 の後から文末まで	D
		2 頁 26 行目「…移動しなければならず、」 の後から 30 行目の文末まで	B
		3 頁 5 行目から 18 行目まで	
		3 頁 19 行目から 23 行目まで	D
		3 頁 33 行目（項番を除く。）	X
		3 頁 35 行目の文頭から 37 行目の「 <u>会場 使用期間の…</u> 」の前まで	B
		3 頁 39 行目の「…考えている。」の後から 40 行目の文末まで	C
		3 頁最終行 4 頁 1 行目から 10 行目まで	B
4 頁 11 行目から 15 行目まで	C		
4 頁 18 行目の「…検討していく。」の後か ら 21 行目の「 <u>12 月 8 日…</u> 」の前まで			

分類	行政文書の表題等	非公開部分	区分
平成 30 年 10 月 31 日会議 資料	復命書	4 頁 24 行目の文頭から 27 行目の「他県自治体…」の前まで	B
		4 頁 28 行目及び 29 行目	
		4 頁 36 行目から 40 行目まで	
		5 頁 4 行目の文頭から 7 行目の「なにとぞ…」の前まで	
		5 頁 12 行目の「…テナントについて、」の後から「、どのような…」の前まで	
		5 頁 14 行目	
		5 頁 16 行目から 22 行目まで	
		5 頁 24 行目から 30 行目まで	
		5 頁 32 行目及び 33 行目	
		5 頁 34 行目から 36 行目まで	B
		5 頁 38 行目及び 39 行目	
		5 頁 41 行目から最終行まで 6 頁 1 行目から 4 行目まで	
		6 頁 6 行目及び 7 行目	
		6 頁 13 行目及び 14 行目	X
		6 頁 24 行目の文頭から「調整は神奈川県…」の前まで	
		6 頁 26 行目の「…あるのではないか。」の後から 27 行目の文末まで	B
		6 頁 29 行目の文頭から 9 文字目まで	
		6 頁 29 行目の 10 文字目から 30 行目の 13 文字目まで	
		6 頁 30 行目の 14 文字目から文末まで	
		6 頁 32 行目及び 33 行目	
6 頁 34 行目から 37 行目まで			
	D		

分類	行政文書の表題等	非公開部分	区分	
平成 30 年 10 月 31 日会議 資料	復命書	6 頁 41 行目から最終行まで	D	
		7 頁 2 行目から 11 行目まで	B	
		7 頁 13 行目から 16 行目まで		
		7 頁 18 行目及び 19 行目		
		7 頁 22 行目から 24 行目まで	C	
		7 頁 28 行目の「…しなければならず、」の後から 30 行目の文末まで		
		7 頁 31 行目の「…とってみれば、」の後から 33 行目の「…ということは…」の前まで		
		7 頁 36 行目から 38 行目まで	B	
		7 頁 42 行目の「…考えている。」の後から最終行の文末まで 8 頁 1 行目の文頭から「この点はきちんと…」の前まで		
		8 頁 4 行目の「…そうなるのだろうが、」の後から 5 行目の文末まで		
		8 頁 6 行目の「…早い段階で、」の後から 7 行目の文末まで		
		8 頁 11 行目の「…いただいている。」の後から 14 行目の文末まで		
		8 頁 19 行目から 22 行目まで		
		8 頁 25 行目及び 26 行目		
		8 頁 28 行目及び 29 行目		X
		8 頁 31 行目		B
		8 頁 33 行目から 36 行目まで		
		8 頁 43 行目及び最終行 9 頁 1 行目	X	
9 頁 2 行目				

分類	行政文書の表題等	非公開部分	区分
平成 30 年 10 月 31 日会議 資料	復命書	9 頁 9 行目の「…考えている。」の後から 12 行目の文末まで	D
		9 頁 14 行目及び 15 行目	
		9 頁 17 行目	
		9 頁 20 行目から 22 行目まで	
		9 頁 29 行目の「…言わざるを得ない。」の 後から 31 行目の文末まで	
		9 頁 35 行目の「…という状況である。」の 後から 36 行目の「。」の前まで	
		9 頁 38 行目の「…だけなので、」の後から 39 行目の文末まで	
		9 頁 43 行目の「…移動させて、」の後から 最終行の「利用者としては…」の前まで	C
		10 頁 2 行目の「… <u>変えられないか。</u> 」の後 から 3 行目の文末まで	
		10 頁 5 行目から 13 行目まで	
		10 頁 21 行目の文頭から 22 行目の「でき る限り…」の前まで	
		10 頁 24 行目の文頭から 27 行目の「利用 承認を…」の前まで	
		10 頁 32 行目	
		10 頁 34 行目の「そのほか、」の後から 35 行目の文末まで	
		10 頁 37 行目の文頭から「建屋の工事…」 の前まで	
		10 頁 41 行目	
		11 頁 5 行目の「…お話しているが、」の後 から 8 行目の「今までこの話…」の前まで	

分類	行政文書の表題等	非公開部分	区分
平成 30 年 10 月 31 日会議 資料	復命書	11 頁 13 行目の文頭から 16 行目の「ラストマイル…」の前まで	C
		11 頁 29 行目及び 30 行目	
		11 頁 32 行目の文頭から「固有の事情…」の前まで	
	事務費の取扱いについて	本文すべて	B
	2019 年テストイベント及び 2020 年本大会における組織委員会と神奈川県 の役割分担	表中第 2 欄第 5 項から第 2 欄第 17 項までに含まれる項目	X
		表中第 3 欄第 5 項から第 6 欄第 17 項までに含まれる項目	B
		表中第 5 欄第 19 項の項目のうち、「○」以外の記載	
	資料（表題非公開） ※表の一段目に「現在の考え方」「調整の方向性」等の記載があるもの	表題	X
		表中第 2 項（第 1 欄に「1」と記載のある項）のうち、第 3 欄、第 4 欄及び第 5 欄	B
		表中第 3 項（第 1 欄に「2」と記載のある項）のうち、第 3 欄の 1 行目、第 4 欄の 1 行目及び第 5 欄	
表中第 4 項（第 1 欄に「3」と記載のある項）のうち、第 4 欄及び第 5 欄			
表中第 5 項（第 1 欄に「4」と記載のある項）のうち、第 4 欄 2 行目の「…場合の金額は、」から 8 行目の文末まで 同項のうち、第 5 欄 1 行目及び 2 行目並びに 3 行目の「…考え方は、」の後から 4 行目文末まで			

分類	行政文書の表題等	非公開部分	区分
平成 30 年 10 月 31 日会議 資料	資料（表題非公開） ※表の一段目に「現在の考え方」「調整の方向性」等の記載があるもの	表中第 6 項（第 1 欄に「5」と記載のある項）のうち、第 4 欄及び第 5 欄	B
		表中第 7 項（第 1 欄に「6」と記載のある項）のうち、第 4 欄 3 行目の「…東京都負担、」から文末まで及び第 5 欄	
		表中第 8 項（第 1 欄に「7」と記載のある項）のうち、第 4 欄 8 行目及び 9 行目	
		表直下にある二重線枠内の記載	X
平成 30 年 11 月 13 日会議 資料	復命書	組織委員会の職員の氏名及び役職	A
		1 頁<結果概要>の実線枠内 8 行目から 12 行目まで	B
		2 頁 1 行目の文頭から 2 行目「WC S 2018 で…」の前まで	
		2 頁 7 行目の文頭から「湘南港については…」の前まで	
		2 頁 9 行目の「…いただきたい。」の後から「、既存利用者…」の前まで	
		2 頁 13 行目の「…いけないのか。」の後から 14 行目の文末まで	C
		2 頁 16 行目の文頭から 18 行目の「確定的なことは…」の前まで	
		2 頁 20 行目の文頭から「使用期間の前…」の前まで	
		2 頁 22 行目の「…言いようがない。」の後から「。」の前まで	X
2 頁 32 行目の「…言えないが、」の後から文末まで			



分類	行政文書の表題等	非公開部分	区分
平成 30 年 11 月 13 日会議 資料	復命書	2 頁最終行の文頭から「大会期間と…」の前まで	B
		3 頁 3 行目の「…内容については、」の後から 4 行目の文末まで	X
		3 頁 5 行目及び 6 行目	B
		3 頁 9 行目及び 10 行目	X
		3 頁 11 行目の「…としているが、」の後から 14 行目の文末まで	B
		3 頁 17 行目から 19 行目まで	
		3 頁 21 行目	
		3 頁 23 行目	
		3 頁 25 行目から 29 行目まで	
		3 頁 32 行目の「…言われてしまう。」の後から「できる限り…」の前まで	B
		3 頁 34 行目	
		3 頁 36 行目から最終行まで 4 頁 1 行目及び 2 行目	
		4 頁 4 行目及び 5 行目	
		4 頁 9 行目	B
		4 頁 11 行目の文頭から「VNI の方で…」の前まで	
		4 頁 13 行目の「…そうだと思うが、」の後から「これ以上の…」の前まで	X
		4 頁 16 行目の文頭から「各エリアの…」の前まで	
		4 頁 19 行目及び 20 行目	
4 頁 22 行目の文頭から「着手の段階で…」の前まで	B		

分類	行政文書の表題等	非公開部分	区分
平成 30 年 11 月 13 日会議 資料	復命書	4 頁 25 行目の「…至っていない。」の後から 28 行目の文末まで	B
		4 頁 30 行目	
		4 頁 32 行目及び最終行 5 頁 1 行目から 3 行目まで	
		5 頁 5 行目の「…思っているが、」の後から 7 行目の文末まで	
		5 頁 12 行目の「…ではないか。」の後から 13 行目の文末まで	
		5 頁 14 行目の「…状況であり、」の後から 15 行目の文末まで	
		5 頁 18 行目の「…わけではない。」の後から 19 行目の文末まで	
		5 頁 20 行目の「…施工するため、」の後から 23 行目の文末まで	
		5 頁 31 行目	
		5 頁 33 行目の「…ではないか。」の後から 36 行目の文末まで	
		5 頁最終行の「…広すぎる。」の後から行の終わりまで 6 頁 1 行目	
		6 頁 4 行目及び 5 行目	
		6 頁 22 行目	
		6 頁 24 行目及び 25 行目	
		6 頁 29 行目から最終行まで	
7 頁 4 行目の「しかし、」の後から「我々の一存で…」の前まで			

分類	行政文書の表題等	非公開部分	区分
平成 30 年 11 月 13 日会議 資料	復命書	7 頁 12 行目の「…言えない。」の後から 14 行目の文末まで	B
		7 頁 17 行目及び 18 行目	
		7 頁 20 行目	
		7 頁 29 行目	
		7 頁 31 行目及び 32 行目	
		7 頁最終行	
		8 頁 2 行目及び 3 行目	
		8 頁 5 行目	
		8 頁 7 行目	
		8 頁 9 行目及び 10 行目	
		8 頁 12 行目及び 13 行目	C
		8 頁 19 行目から 23 行目まで	
		8 頁 25 行目から 30 行目まで	
		8 頁 32 行目から最終行まで	
		9 頁 2 行目から 5 行目まで	
		9 頁 6 行目の「…と思うが、」の後から 7 行目の文末まで	
		9 頁 17 行目	
		9 頁 19 行目から 23 行目まで	
		9 頁 25 行目の文頭から「、短くなる…」の前まで	
		9 頁 27 行目から 29 行目まで	

分類	行政文書の表題等	非公開部分	区分
平成 30 年 11 月 13 日会議 資料	資料（表題非公開） ※左上に 「Confidential」 の記載がある A 3 版のもの	表題	X
		最上段の実線枠の枠外左にある 2 文字	
		2 段目の実線枠の枠内左上の 6 文字	
		表中第 1 欄の記載すべて	
		表中第 2 欄第 1 項から第 6 欄第 1 項まで を 1 つとする項目	
		表中第 2 欄第 2 項	
		表中第 3 欄第 2 項から第 4 欄第 2 項まで を 1 つとする項目	
		表中第 5 欄第 2 項	
		表中第 6 欄第 2 項	
		表中第 2 欄第 3 項から第 6 欄第 5 項まで を 1 つとする項目	
		表中第 2 欄第 6 項から第 6 欄第 8 項まで を 1 つとする項目	
		表中第 2 欄第 9 項以下の記載すべて（ただし、 第 2 欄第 84 項から第 3 欄第 89 項までを 1 つとする項目のうち、 右上の 2 文字を除く。）	
		表直下の 3 行の記載	
	上記以外の部分	B	
資料（表題非公開） ※右上に 「Confidential」 の記載がある A 3 版のもの	各項目の表題	X	
	上記以外の部分	B	

分類	行政文書の表題等	非公開部分	区分
平成 30 年 11 月 13 日会議 資料	2020 大会 艇の移 動想定スケジュー ル	表題を除いた部分	C
平成 30 年 11 月 20 日会議 資料	復命書	組織委員会の職員の氏名及び役職	A
		1 頁<結果概要>の実線枠内 2 行目	Y
		1 頁<結果概要>の実線枠内 3 行目から 5 行目まで	B
		1 頁<結果概要>の実線枠外下 6 行目の 文頭から、9 行目の「この「利用承認手続 きは…」の前まで	
		2 頁 1 行目から 24 行目まで	B
		2 頁 26 行目の「…なってしまう、」の後か ら「神奈川県として…」の前まで	X
		2 頁 35 行目の「…お願いしたが、」の後か ら「そのような…」の前まで	
		2 頁 37 行目から 41 行目まで	B
		2 頁最終行の「なんとか、」の後から「同 じ目標…」の前まで	X
		3 頁 1 行目の「…いくべきであり、」の後 から 2 行目文末まで	
		3 頁 4 行目の文頭から「組織委員会内部の …」の前まで	B
		3 頁 6 行目の文頭から「その過程…」の前 まで	X
		3 頁 18 行目の「県としては、」の後から 「移動先マリーナ…」の前まで	B
		3 頁 20 行目の「…あるだろう。」の後から 24 行目の「県としても…」の前まで	

分類	行政文書の表題等	非公開部分	区分
平成 30 年 11 月 20 日会議 資料	復命書	3 頁 29 行目の文頭から「この案内に…」の前まで	B
		4 頁 4 行目の文頭から「この工事内容を…」の前まで	Y
		4 頁 8 行目及び 9 行目	C
		4 頁 11 行目から 14 行目まで	
		4 頁 16 行目から 19 行目まで	
		4 頁 21 行目から 25 行目まで	
		4 頁 33 行目の文頭から「本日のお話を…」の前まで	
		4 頁 35 行目及び最終行	
		5 頁 2 行目から 4 行目まで	
		5 頁 6 行目から 10 行目まで	
		5 頁 12 行目から 14 行目まで	
		5 頁 16 行目から 21 行目まで	
		5 頁 23 行目及び 24 行目	
		5 頁 26 行目から 28 行目まで	
		5 頁 30 行目及び 31 行目	
		6 頁 1 行目から 3 行目まで	
		6 頁 5 行目及び 6 行目	
		6 頁 8 行目から 13 行目まで	
		6 頁 25 行目及び 26 行目	
		6 頁 28 行目から最終行まで	
		7 頁 5 行目	
		7 頁 7 行目から 12 行目まで	
		7 頁 16 行目及び 17 行目	
7 頁 19 行目から 21 行目まで			
7 頁 23 行目から 26 行目まで			

分類	行政文書の表題等	非公開部分	区分
平成 30 年 11 月 20 日会議 資料	復命書	7 頁 28 行目	Y
		7 頁 29 行目の文頭から 30 行目の「そう すれば…」の前まで	C
		8 頁 2 行目の「…ギリギリである。」の後 から 4 行目文末まで	Y
	2020 大会 艇の移 動想定スケジュー ル	表題を除いた部分	C
	資料（表題非公 開） ※表中第 1 項に 「質問事項」と記 載のある表がある もの	表題のうち、「【EYH】」の後から文末まで	Y
		表中第 2 欄第 2 項 1 行目の「…検討し、」 から 6 行目文末まで	C
		表中第 2 欄第 3 項	
		表中第 2 欄第 7 項の 2 行目から 4 行目ま で	
		表中第 2 欄第 8 項	
	資料（表題非公 開） ※表中第 1 項に 「組織委員会から の質問」及び「神 奈川県からの回 答」と記載がある もの	表題	Y
		1 頁表中第 2 欄第 2 項の 1 行目「…検討 し、」の後から 6 行目文末まで	C
		1 頁表中第 3 欄第 2 項の 5 行目から 10 行 目まで	
		1 頁表中第 3 欄第 2 項の 12 行目から 27 行目まで	
		1 頁表中第 3 欄第 2 項の 29 行目から 31 行目まで	
		1 頁表中第 3 欄第 2 項の 34 行目「…こと から、」の後から行の終わりまで	Y
1 頁表中第 2 欄第 3 項		C	
1 頁表中第 3 欄第 3 項			

分類	行政文書の表題等	非公開部分	区分
平成 30 年 11 月 20 日会議 資料	資料（表題非公開） ※表中第 1 項に 「組織委員会の質問」及び「神奈川県からの回答」と記載があるもの	1 頁表中第 3 欄第 4 項の 1 行目の文頭から 3 行目の「ただし、…」の前まで	C
		1 頁表中第 3 欄第 4 項の 5 行目から最終行まで	
		2 頁表中第 3 欄第 2 項の 3 行目文頭から「会場使用期間…」の前まで	
		2 頁表中第 3 欄第 2 項の 3 行目「…可能である。」の後から 4 行目の「当該エリアは…」の前まで	
		2 頁表中第 3 欄第 2 項の 8 行目	
		2 頁表中第 3 欄第 2 項の 9 行目「…あたっては、」の後から「以下…」の前まで	
		2 頁表中第 3 欄第 2 項の 11 行目「…については、」の後から最終行文末まで	
		2 頁表中第 3 欄第 3 項の 3 行目から最終行まで	
		2 頁表中第 2 欄第 4 項の 2 行目から最終行まで	
		2 頁表中第 3 欄第 4 項の 9 行目から 11 行目まで	
		2 頁表中第 3 欄第 4 項の 12 行目「…いるところ、」の後から 15 行目の文末まで	
		2 頁表中第 2 欄第 5 項	
		2 頁表中第 3 欄第 5 項	
	資料（表題非公開） ※平成 30 年 12 月 5 日付けのもの	表題	Y
表題直下 1 行目の文頭から「組織委員会の…」の前まで			
	実線枠内 1 行目から 2 行目まで	C	



分類	行政文書の表題等	非公開部分	区分
平成 30 年 11 月 20 日会議 資料	資料（表題非公開） ※平成 30 年 12 月 5 日付けのもの	実線枠内 4 行目文頭から「、2020 年 2 月 …」の前まで	C
		実線枠内 4 行目「… 2 月から」の後から「使用する。」の前まで	
		実線枠内 5 行目及び 6 行目	
		実線枠内 9 行目から最終行まで	

※文頭の見出しとしての中黒（・）及び丸印（○）は、全て公開されている。また、中黒及び丸印については、文字数の勘定に含めていない。

※空白の行は行数の勘定に含めていない。

※表については、縦の線で区画されている区切りを「欄」、横の線で区画されている区切りを「項」として、該当の項目を指定している。

(公開請求に係る行政文書の内容)

- 一 江ノ島湘南港利用を 2020 年 1 月末までとしたことの、組織委員会との打ち合わせ、会話メモ、会議録一切。

(行政文書を管理している課所)

スポーツ局本庁所属 セーリング課

(行政文書の処理年度)

平成 28～平成 30 年度

(備考)

江ノ島湘南港利用に関し、2018 年 12 月 11 日に利用者宛発送された文書にあり、  
「組織委員会から、競技会場整備のため、既存艇エリアを平成 32 年 2 月から  
使用する想定であると言われております。」とあります。先般行われた利用者説明  
会で、組織委員会と協議を重ねたと説明がありましたが、その協議の過程を知りた  
いと思います。

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年 7月12日 (收受)	○ 諮問
令和2年 9月23日 (第209回部会)	○ 審議
10月20日	○ 諮問実施機関から条例第20条第3項の規定に基づき意見書を收受
10月22日 (第210回部会)	○ 審議
11月26日 (第211回部会)	○ 諮問実施機関から条例第19条第3項の規定に基づき口頭説明を聴取の上審議
12月23日 (第212回部会)	○ 審議
令和3年 1月20日 (第213回部会)	○ 審議
2月 4日	○ 審査請求人から条例第20条第3項の規定に基づき意見書を收受
2月19日	○ 諮問実施機関から条例第20条第3項の規定に基づき意見書を收受
2月22日 (第214回部会)	○ 審議
3月19日	○ 審査請求人から条例第20条第3項の規定に基づき意見書を收受
3月22日 (第215回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員

(令和3年3月31日現在) (五十音順)